

第57号議案

学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年6月5日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

私立学校法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

学校法人の助成に関する条例の一部を改正する条例

学校法人の助成に関する条例（昭和27年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第132条</u> の規定により毎年度予算の範囲内において援助することができる。	第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第59条第1項</u> の規定により毎年度予算の範囲内において援助することができる。
第3条 前条の規定は、私立学校法 <u>第152条第5項</u> の法人に準用する。	第3条 前条の規定は、私立学校法 <u>第64条第4項</u> の法人に準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参 照 1

学校法人の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

私立学校法の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

引用する条項の繰下げに伴う規定の整理（第1条及び第3条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日

参 照 2

私立学校法抜粋（_____部分は、令和7年4月1日施行）

（助成）

第132条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

（私立専修学校等）

第152条 （省略）

（第2項から第4項まで省略）

5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

（第6項から第11項まで省略）